

□船橋市議会政務活動費の交付に関する規程

平成 13 年 3 月 30 日 議会告示第 1 号

船橋市議会政務活動費の交付に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、船橋市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年船橋市条例第 1 号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の申請)

第 2 条 条例第 3 条の規定により政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して船橋市議会政務活動費交付(変更)申請書(第 1 号様式)により申請しなければならない。

2 会派の代表者は、申請事項に変更が生じたときは、その旨を市長に対し、議長を経由して船橋市議会政務活動費交付(変更)申請書により申請しなければならない。

3 条例第 3 条の規定により政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して船橋市議会政務活動費交付申請書(第 2 号様式)により申請しなければならない。

(交付の決定等)

第 3 条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった会派又は議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は議員に対し、船橋市議会政務活動費交付決定通知書(第 3 号様式)により通知する。

(交付の請求)

第 4 条 会派の代表者又は議員は、四半期ごとに条例第 5 条第 1 項の基準日の翌日から起算して 2 日(期限の満了する日が市の休日に当たる場合は、その翌日)までに、市長に対し、船橋市議会政務活動費交付請求書(第 4 号様式)により請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第 5 条第 2 項又は第 6 条第 2 項に該当する場合にあっては、基準日の翌日から起算して 2 日(期限の満了する日が市の休日に当たる場合は、その翌日)までに、市長に対し、船橋市議会政務活動費交付請求書により請求しなければならない。

(収支報告書)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項に規定する収支報告書は、船橋市議会政務活動費収支報告書(第 5 号様式)によるものとし、領収書(領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面。以下同じ。)は支出伝票(第 6 号様式)に添付し提出するものとする。

2 議長は、前項の収支報告書の写しを市長に送付しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第 6 条 条例第 10 条第 2 項の収支報告書及び領収書の閲覧は、当該収支報告書及び領収書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過する日の翌日からすることができる。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 10 月 1 日議会告示第 1 号)

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日議会告示第 1 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市議会政務活動費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 6 月 14 日議会告示第 1 号)

この規程は、令和 4 年 6 月 15 日から施行する。

第 1 号様式

船橋市議会政務活動費交付(変更)申請書

年 月 日

船橋市長 様
(船橋市議会議長経由)

会 派 名
代表者名

船橋市議会政務活動費の交付に関する規程第 2 条第 項の規定により、下記のとおり申請
します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代表者名
- 4 所属議員数 人(月 日現在)
- 5 交付申請額(年度分) 円

第 2 号様式

船橋市議会政務活動費交付申請書

年 月 日

船橋市長 様
(船橋市議会議長経由)

会派名
議員名

船橋市議会政務活動費の交付に関する規程第 2 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額(年度分) 円

第 3 号様式

船橋市議会政務活動費交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定したので、船橋市議会政務活動費の交付に関する規程第 3 条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額(年額)

円

第 4 号様式

船橋市議会政務活動費交付請求書

第 号
年 月 日

船橋市長 様

会 派 名
代表者名又は議員名

船橋市議会政務活動費の交付に関する規程第 4 条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 請求額 円
ただし、 年 月分から 年 月分まで
- 2 交付月の基準日における所属議員数 人

第 5 号様式

船橋市議会政務活動費収支報告書

年 月 日

船橋市議会議長 様

会派名

代表者名又は議員名

船橋市議会政務活動費の交付に関する規程第 5 条の規定により、 年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収入 単位:円

項目	収入済額	備考
政務活動費		

2 支出 単位:円

項目	支出済額	備考
1 調査研究費		
2 研修費		
3 広報費		
4 広聴費		
5 要請・陳情活動費		
6 会議費		
7 資料作成費		
8 資料購入費		
9 人件費		
10 事務所費		
合計		

3 残額 円

第 6 号様式

支出伝票

整理番号	支払項目																						
支払金額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>百万</td> <td>拾万</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>拾</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								百万	拾万	万	千	百	拾	円	金 額							
	百万	拾万	万	千	百	拾	円																
金 額																							
摘要																							
支払年月日																							
領収書貼付欄																							